

# 市県民税の

## 納税通知書を発送

平成22年度「市県民税・県民税納税通知書」を次のとおり送付します。

▽給与特別徴収（給与天引き）の人 5月13日（木）

▽普通徴収（納付書、口座振替）の人 6月10日（木）

▽例年6月1日に発送していましたが、年金特徴開始に伴い、平成22年度以降は6月10日ごろに発送

税額は、確定申告や市県民税申告、給与や年金などの支払者から提出される支

問合わせ先  
税務課市民税係  
☎(36) 7350

問合わせ先  
税務課市民税係  
☎(36) 7350

### 納付の際は注意してください

平成22年度の市県民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料の納付書は、平成23年度以降に予定されている「コンビニ収納」に対応するため、冊子になっていません。

納付の際は、期別や納期限を確認して納付してください。

問合わせ先  
会計課  
☎(36) 1357

税務課市民税係  
☎(36) 7350

国保医療課国民健康保険係  
☎(36) 1363

介護保険課介護保険係  
☎(36) 4877

## 年金所得がある人は10月から納付方法が変更

年金所得がある人は、10月から市県民税の納付方法が、「年金特徴」による納付に変わります。

「年金特徴」とは、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金からの天引き（特別徴収）で市県民税を納付する制度です。

この制度は、納付方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。地方税法改正による全国的な制度です。

なお、年金特徴開始に伴う手続きは不要です。

### 対象者

次の①～④の条件すべてに該当する人

①平成22年4月1日時点で65歳以上の人

②市県民税の納税義務がある人

③年額18万円以上の公的年金を受給している人

④介護保険料が年金から天引きされる人

### 付(表3) 年金所得と年金以外の所得がある人

▽年金所得分 6月、8月、12月、翌年2月は年金特徴で納付(表2)。平成23年度からは、年金所得分全額を年金特徴で納付(表3)

▽年金所得以外分 これまで通り、普通徴収か給与特別徴収(給与天引き)で納付

・普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月に納付

・給与特別徴収 6月、翌年5月の給与から天引き

### 年金特徴Q&A

Q1 年金特徴を始める手続きは必要？  
A1 不要です。

Q2 年間の税額負担は変わるの？  
A2 変わりません。納付方法だけが異なります。

Q3 年金を複数もらっているが、すべての年金から徴収されるの？  
A3 市県民税が特別徴収される年金は1つで、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金です。ただし、特別徴収の額は、すべての年金所得を合計して算出されます。

Q4 納付書や口座振替で納付することもあるの？  
A4 あります。平成22年6月、8月はこれまで通り、普通徴収(納付書や

口座振替)での納付となります。また、税額変更や市外への転出、介護保険料が年金特徴でなくなった場合なども、年金特徴から普通徴収に切り替わりま

す。

Q5 年金所得と年金以外の所得がある場合の納付方法は？  
A5 年金所得分は年金特徴、年金所得以外は普通徴収や給与特別徴収での納付となります。

Q6 年金特徴の金額は？  
A6 6月10日ごろ発送の

納税通知書に記載されています。現時点では、金額が確定していません。

Q7 年金特徴をやめることはできないの？  
A7 個人の希望でやめることはできません。対象者の条件を満たす人は、年金特徴が適用されます。

Q8 年度途中に市県民税額が変わった場合は？  
A8 その年度の年金特徴は中止となり、徴収された額を除いた税額が普通徴収での納付に切り替わります。

Q9 平成23年度以降は？  
A9 平成22年度の年金特徴対象者は、引き続き年金特徴となります。

平成23年4月、6月、8月の年金特徴額は、「仮徴収」として平成23年2月の年金特徴額と同額です。平成23年10月、12月、平成24年2月の年金特徴額は、市県民税確定額から仮徴収額を差し引いた残額から決まります(表3)。

問合わせ先  
税務課市民税係  
☎(36) 7350

問合わせ先  
税務課市民税係  
☎(36) 7350

### 【例】年金所得がある人（平成22年度の市県民税額が60,000円の場合）

表1 従来の納付方法（普通徴収＝納付書、口座振替）

納期	1期	2期	3期	4期
納期限	6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
納付額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円

表2 平成22年度の納付方法

納期	1期	2期	10月	12月	平成23年2月
納期限	6月30日	8月31日			
納付額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
徴収方法	普通徴収（各期、年税額の1/4）		年金特徴（各月、年税額の1/6）		

\* 1期、2期は、年税額の1/4の額を普通徴収で納付。残額は、10月、12月、翌年2月の各月、年税額の1/6の額を年金特徴で納付  
\* 年金特徴されるのは、年金所得にかかる市県民税額のみ。給与所得や事業所得などにかかる市県民税額は、これまで通り普通徴収か給与特別徴収での納付となります

表3 平成23年度以降の納付方法

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成24年2月
納付額	10,000円	10,000円	10,000円	市県民税額確定後、精算して決定		
徴収方法	年金特徴の仮徴収（前年度2月と同額）			年金特徴		

\* 4月、6月、8月は、前年度2月と同額が仮徴収されます。10月、12月、翌年2月は、平成23年度市県民税確定額から仮徴収額を差し引いた残額から徴収額が決まります

**朗報** アパートマンション **賃貸空室** でお困りのオーナー様へ **お部屋を貸してください**

最長 **20年** リフォーム + 一括借上家賃保証

お問合わせはこちらへ ↓↓↓  
**☎ 092-482-6565**

日本管理センター株式会社 九州支社 [www.jpmc.jp](http://www.jpmc.jp)  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-23-22 博多DNビル7階

スーパーリフォームパートナー  
アパマンショップ赤間店 (0940) 32-6350  
一成建設株式会社 (0940) 32-7131

**SuperReform** スーパーリフォーム

**TAKAYAMA 株式会社 高山不動産**

設立38年の信頼と実績の高山不動産へお任せください

土地 建物 売買 賃貸 仲介

★賃貸管理物件・売却物件を募集しています！  
★無料にて査定させていただきます！

まずは、お気軽にご相談ください！

☎ **0940-32-0624**

サンリブ 高山不動産 JR赤間駅北口 徒歩5分  
至福岡 至北九州  
マツダ すぎ家 西鉄 JR赤間駅 至東郷駅